

山形県工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止に関する行動規範

平成 30 年 2 月 9 日

山形県工業技術センター所長

山形県工業技術センター（以下「センター」という。）は、国又は国が所管する国立研究開発法人等、県以外の団体及び機関（以下「配分機関」という。）から交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金」という。）による研究活動において、不正行為を防止するために職員が取るべき行動規範をここに定める。

- 1 センター職員は、競争的資金が国民の税金を原資として成り立っていることを認識し、常に高い倫理意識を保持し、公正で効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 センター職員は、競争的資金の使用に当たり、関係する法令や通知及び配分機関が定める使用ルール並びに県やセンターが定める規定等を十分に理解するとともに、これらを遵守しなければならない。
- 3 センター職員は、研究計画に基づき、競争的資金を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 センター職員は、研究活動により得られた研究データ等を適切に管理、保存しなければならない。
- 5 センター職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 センター職員は、競争的資金の使用にあたり、取引業者との関係について第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。